

電気供給約款 新旧約款対照表

※下記内容が主な変更箇所一覧となりますが、お客さまへの影響がない軽微な箇所についても新約款では訂正しております

条項	変更前	変更後
IV 料金の算定および支払い 18. 料金の算定 (2)	(2)料金は、需給契約ごとに当該契約プランに定められた料金を適用して算定いたします。	(2)料金は、需給契約ごとに当該契約プランに定められた料金を適用して算定いたします。ただし、天災その他の影響により、JEPXにおいて翌日取引市場に係る取引価格の情報が公表されない場合はその限りではありません。
IV 料金の算定および支払い 18. 料金の算定 (5)		(※新設) (5)(2)の場合は、当社はお客さまを保護する目的で、「1月」あたりの料金を複数月に分割して請求する等、社会通念上妥当と考えられる措置を講じることができるものとしします。
別表 2. 電源調達調整 (1)平均市場価格の算定	平均市場価格は、JEPXが公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間中のエリアプライスの合計を当該算定期間中における商品の数により除した値を下記の算定方法で補正した値とし、供給エリア（ただし、沖縄エリアを除きます。）ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は1銭とし、その	平均市場価格は、平均エリアプライスを下記の算定方法で補正した値とし、供給エリア（ただし、沖縄エリアを除きます。）ごとに算定いたします。平均エリアプライスは、JEPXが公表する翌日取引市場（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間中のエリアプライスの合計を当該算定期間中における商品の数により除した値とし、その単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたしま

	<p>端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、損失率はお客さまの供給電圧およびエリアに応じて、託送約款の定めるとおりの値です。</p> <p>※エリアプライスは北海道、東北、東京、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州のエリアごとに異なり、エリアごとの電源調達調整単価を決定します。</p> <p>※平均市場価格算定期間中に託送約款が変更となる場合は当該の平均市場価格算定期間終了時点での損失率を適用いたします。</p>	<p>す。なお、エリアプライスが公表されない場合には、各供給エリアの送配電事業者が託送供給等約款に基づき公表するインバランス料金の該当時間における価格を用いることといたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものとし、その単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、損失率はお客さまの供給電圧および供給エリアに応じて、託送約款の定めるとおりの値です。</p> <p>※エリアプライスは北海道、東北、東京、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州の供給エリアごとに異なり、当社は、供給エリアごとに電源調達調整単価を決定します。</p>								
<p>別表</p> <p>2. 電源調達調整</p> <p>(2)電源調達調整単価</p>	<p>〈基準単価〉</p> <p>北海道 14.12</p> <p>東北 9.43</p> <p>東京 10.78</p> <p>中部 10.86</p> <p>北陸 7.44</p> <p>近畿 8.41</p> <p>中国 7.61</p> <p>四国 8.08</p> <p>九州 8.42</p>	<p>〈基準単価〉</p> <p>北海道 11.74</p> <p>東北 6.61</p> <p>東京 8.05</p> <p>中部 8.11</p> <p>北陸 4.62</p> <p>近畿 5.59</p> <p>中国 4.52</p> <p>四国 5.15</p> <p>九州 5.49</p>								
<p>別表</p> <p>2. 電源調達調整</p> <p>(3)電源調達調整単価の適用</p>	<table border="1"> <tr> <th>平均市場価格算定期間</th> <th>電源調達調整単価適用期間</th> </tr> <tr> <td>毎月 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間</td> <td>その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日</td> </tr> </table>	平均市場価格算定期間	電源調達調整単価適用期間	毎月 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日	<table border="1"> <tr> <th>平均市場価格算定期間</th> <th>電源調達調整単価適用期間</th> </tr> <tr> <td>毎年 1 月 15 日から 2 月 14 日までの期間</td> <td>その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日</td> </tr> </table>	平均市場価格算定期間	電源調達調整単価適用期間	毎年 1 月 15 日から 2 月 14 日までの期間	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日
平均市場価格算定期間	電源調達調整単価適用期間									
毎月 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日									
平均市場価格算定期間	電源調達調整単価適用期間									
毎年 1 月 15 日から 2 月 14 日までの期間	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日									

		の前日までの 期間		の前日までの 期間
毎年2月1日 から2月28日 までの期間 (閏年となる 場合は、2月 29日までの期 間)	その年の4月 の検針日から 5月の検針日 の前日までの 期間	毎年2月15日 から3月14日 までの期間	その年の3月 の検針日から 4月の検針日 の前日までの 期間	
毎年3月1日 から3月31日 までの期間	その年の5月 の検針日から 6月の検針日 の前日までの 期間	毎年3月15日 から4月14日 までの期間	その年の4月 の検針日から 5月の検針日 の前日までの 期間	
毎年4月1日 から4月30日 までの期間	その年の6月 の検針日から 7月の検針日 の前日までの 期間	毎年4月15日 から5月14日 までの期間	その年の5月 の検針日から 6月の検針日 の前日までの 期間	
毎年5月1日 から5月31日 までの期間	その年の7月 の検針日から 8月の検針日 の前日までの 期間	毎年5月15日 から6月14日 までの期間	その年の6月 の検針日から 7月の検針日 の前日までの 期間	
毎年6月1日 から6月30日 までの期間	その年の8月 の検針日から 9月の検針日 の前日までの 期間	毎年6月15日 から7月14日 までの期間	その年の7月 の検針日から 8月の検針日 の前日までの 期間	
毎年7月1日 から7月31日 までの期間	その年の9月 の検針日から 10月の検針日 の前日までの 期間	毎年7月15日 から8月14日 までの期間	その年の8月 の検針日から 9月の検針日 の前日までの 期間	
毎年8月1日 から8月31日	その年の10月 の検針日から	毎年8月15日 から9月14日	その年の9月 の検針日から	

	までの期間	11月の検針日の前日までの期間	までの期間	10月の検針日の前日までの期間
	毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年9月15日から10月14日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
	毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年10月15日から11月14日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
	毎年11月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年11月15日から12月14日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
	毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年12月15日から翌年の1月14日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
別表 2. 電源調達調整 (6)算定式の改定	<p>当社は、毎年1月、4月、7月および10月の各月1日付で、平均市場価格および電源調達調整単価の算定式の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、ホームページに掲載または電子メールの送信、その他当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、各月1日付の改定の場合、改定月の検針日から改定月の翌月の検針日の前日ま</p>		<p>当社は、毎年1月、4月、7月および10月の各月1日付で、平均市場価格および電源調達調整単価の算定式の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、ホームページに掲載または電子メールの送信、その他当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、当該改定日が1日付の場合、16.(料金の算定期間)に定める、その前月の検針日</p>	

	<p>での期間において使用される電気の料金から、改定後の算定式に基づいた電源調達調整の適用を開始するものといたします。</p>	<p>から改定日の属する月の検針日の前日までの期間、その前月の使用開始日から直後の検針日の前日までの期間および改定日の直前の検針日から需給契約を解約した日の前日に係る電気料金の算定は、いずれも改定後の算定式によるものとします。</p>
<p>別紙 I</p>		<p>(※新設)</p> <p>1. プランの特徴</p> <p>当社のプランは、当社がお客さまに供給する電気について、再エネ指定の非化石証書を利用して、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする予定のプランです。</p>